

警報・特別警報発令時の臨時措置について

本校の警報・特別警報発令時の臨時措置は以下の通りです。

- ① 午前6時30分の時点で、玉野市または岡山市に暴風警報、レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、危険警報又は特別警報が発令されている場合、生徒は自宅待機とする。
- ② 午前6時30分の時点で、笹ヶ瀬川、旭川にレベル3氾濫警報が発令されている場合、生徒は自宅待機とする。
- ③ 午前8時45分の時点で、上記の警報が解除されていない場合は、臨時休業とし登校も禁止する。
- ④ 午前6時30分から午前8時45分間に上記の警報がすべて解除された場合には、3時間目から授業を行う。
- ⑤ 玉野市、岡山市のいずれにも上記の警報が発令されていないが、生徒の現住所で発令されている場合は、該当生徒は自宅待機とする。
- ⑥ 道路・橋の損壊などで危険な場合、交通機関の停止、自宅の損害が著しい場合などには学校へ連絡の上、その障害が取り除かれるまでは自宅待機とする。
- ⑦ その他の警報については、特に指示のない限り、安全に留意して通常通り登校させる。

なお、暴風警報、大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、危険警報や特別警報が発令されていない場合でも、通学が困難と思われる場合には、安全が確認できるまで自宅で待機するなど、登下校の安全に留意する。

警報発令時の登校について

該当地域 警報等	玉野市	岡山市	玉野市、岡山市以外の 生徒の居住地 (該当生徒)
暴風警報 レベル3大雨警報 レベル3土砂災害警報	全員 自宅待機	全員 自宅待機	該当生徒のみ 自宅待機
危険警報 特別警報	全員 自宅待機	全員 自宅待機	該当生徒のみ 自宅待機
レベル3氾濫警報		全員 自宅待機 ※笹ヶ瀬川、旭川に 発令時のみ	該当生徒のみ 自宅待機 ※居住地近隣の河川